○四〇九・六七五メートル）、K・一一・六六二メートル）、Y＝三〇九一・三〇一（X＝マイナス五九一五・三九六一メートル、Y＝三〇一・二地点（X＝マイナス五九一四・三七〇メートル、K・一五地点（X＝マイナス五九一二・二八八メートル、Y＝三〇一二・五九七〇メートル、K・一一地点（X＝マイナス五九一二・一六五メートル、Y＝三〇一二・七四地点（X＝マイナス五九一二・二二〇メートル、Y＝三〇一二・九三地点（X＝マイナス五九一二・一三〇メートル、K・一二地点（X＝マイナス五九一二・四八五メートル、Y＝三〇一三・〇二地点（X＝マイナス五九一二・五一〇メートル、K・一四地点（X＝マイナス五九一二・九一七五メートル、Y＝三〇一四・〇四〇メートル）を順に結ぶ直線に囲まれる範囲。

備考　地域に関する実測図を山梨県教育委員会及び忍野村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百五十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日

文部科学大臣　平野　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
久喜宮のキンメイチク	昭和二年内務省告示第三百十五号、昭和三十二年文化財保護委員会告示第五十八号	福岡県朝倉市杷木寒水字久保ヤシキ	三五九番のうち実測一五二・〇六平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び朝倉市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百五十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、平成二十四年九月十九日をもって次の各表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日

文部科学大臣　平野　博文

表一　名勝地関係

名称	所在地	地域
旧吉田氏庭園	千葉県柏市花野井字原	九三八番一、九三八番一、九六五番一、九六六番三、九七〇番一のうち実測四〇五平方メートル、九七〇番二、九七一番一のうち実測七九五平方メートル、九七二番一、九七三番一、九七四番一、九七六番一、九七七番一、九七七番二のうち実測一〇〇平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を千葉県教育委員会及び柏市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
帯笑園	静岡県沼津市原字御殿場	一九四番一、一九四番五

表二　動物、植物及び地質鉱物関係

名称	所在地	地域
市川鉱物研究室収蔵標本	福井県越前市中新庄町五字二二番地三	「市川鉱物研究室」所在の鉱物標本類（地質鉱物標本七七三一点、書籍三六七六点、書簡類一九八点、原稿、写真、物品類四三四点）一二〇三九点

○文部科学省告示第百五十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第一項の規定により、平成二十四年九月十九日付けをもって次の表に掲げる登録記念物の登録を抹消する。

平成二十四年九月十九日

文部科学大臣　平野　博文

名称	所在地	関係告示
喜屋武海岸及び荒崎海岸	沖縄県糸満市	平成十八年文部科学省告示第百二十三号

○文部科学省告示第百五十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観に選定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日

文部科学大臣　平野　博文

名称	所在地	区域	面積
求菩提の農村景観	福岡県豊前市	福岡県豊前市大字求菩提及び鳥井畑の各一部 備考　地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び豊前市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	約四二・四ヘクタール
長崎市外海の石積集落景観	長崎県長崎市	長崎県長崎市東出津町、西出津町の全域 同　新牧野町の一部 備考　地域に関する実測図を長崎県教育委員会及び長崎市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	四五六・一ヘクタール